

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【公開番号】特開2008-274313(P2008-274313A)

【公開日】平成20年11月13日(2008.11.13)

【年通号数】公開・登録公報2008-045

【出願番号】特願2007-115599(P2007-115599)

【国際特許分類】

C 25 D 21/12 (2006.01)

H 01 L 21/288 (2006.01)

H 01 L 21/28 (2006.01)

【F I】

C 25 D 21/12 D

H 01 L 21/288 E

H 01 L 21/28 301 R

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月30日(2009.4.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

なお、ボトムアップ量は新しいめっき液の供給直後に行われためっき成膜処理でのボトムアップ量を1として、それ以降のボトムアップ量を相対的に評価している。ボトムアップ量の測定は、a, b, c, d, e点で行っており、これらの各測定点でのめっき液使用時間はa < b < c < d < eとなっている。これは、有機副生成物は、新しいめっき液には含まれておらず、生成してもその分析が困難であるが、有機副生成物量はめっき液使用時間の経過にともなって増加する傾向にあることは明らかであるので、有機副生成物量をめっき液使用時間で置き換えて考えることができるからである。但し、先に説明した通り、有機副生成物の生成量はめっき液使用時間にのみ依存して増加するものではないために、図3の横軸を測定点で示すこととした。